

イラン鉱業投資ガイド

2016年3月

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

はじめに

本レポートは、2014年にイラン鉱業協会が発行し、イラン鉱山鉱業開発機構が配布しているイラン鉱業投資ガイドについて、イラン鉱山鉱業開発機構の許可を得て当機構が仮訳したものである。

実際の活用にあたっては、併せて公開している同資料原文を参照されたい。また、当機構は、本レポートに起因して生じるいかなる業務上の責めを負うものではない。

本レポートが、イランにおける鉱業活動の検討・実施に際しお役に立てば幸いである。

平成28年3月

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
調査部金属資源調査課

イラン鉱業投資ガイド

第2版

イラン鉱業協会出版物 9966

神の御名において

またわれは大地を伸べ広げて、山々をその上に堅固に据えつけた。そこで凡てのものを（妥当な）均衡の下に、生長させる。

聖クルアーン、アル・ヒジュール、19

目次

1- はじめに	3
2- 所轄行政機関について	4
2-1- 産業鉱山貿易省	4
2-1-1- Provisional Industries Mine and Trade Organizations	5
2-1-2- イラン地質調査所	5
2-1-3- イラン鉱山鉱業開発機構（IMIDRO）	5
2-1-4- Mining Activities Investments Insurance Fund	5
2-1-5- イラン産業開発革新公社（IDRO）	6
2-1-6- イラン貿易振興庁	6
2-2- イラン鉱業協会	6
2-3- 経済財務省	6
2-3-1- イラン投資・経済・技術援助機構	6
2-3-2- イラン外国投資サービス・センター	7
2-4- イラン国家開発基金	7
2-5- イラン税関（IRICA）	7
2-6- イラン・イスラム共和国中央銀行	8

2-7	イスラム開発銀行 (IDB)	8
2-8	イラン商工鉱業農業会議所	8
2-9	協同組合・労働・社会福祉省	8
2-10	イラン・イスラム共和国外務省	9
2-11	森林牧草地流域管理機構	9
2-12	イラン環境庁	9
2-13	イラン文化遺産・伝統工芸・観光庁	9
2-14	イラン輸出保証基金	9
2-15	イラン原子力庁	10
2-16	鉱業活動および鉱山関連業への投資に関する特に重要な諸規則	10
2-16-1	参考経済諸規則	10
2-16-2	鉱業法および関連細則	11
2-16-3	鉱業協会法および関連細則	11
2-16-4	鉱山における保護および安全に関する規制	11
2-16-5	外国投資奨励保護法および関連施行法	11
2-16-6	労働法	11
3	イランへの外国投資	12
3-1	「外国投資奨励保護法 (FIPPA)」により提供される支援 :	12
3-2	外国資本の保証と移送、および外国資本の承認、輸入、本国送還に関する外国投資奨励保護法 (FIPPA) の条項 :	12
3-3	「外国投資奨励保護法施行法」の特性と条項 :	13
	表 (3-1) : 外国投資の方法、特徴、および外国投資奨励保護法の枠内で付与される利用可能な便宜	16
4	(イランおよび外国の) 自然人および法人による鉱業活動投資	17
	探鉱	17
4-1	探鉱区画の登録	17
4-2	探鉱免許	18
4-3	発見証明書の発行	20
4-4	操業免許の発行	20
4-5	選鉱・処理・鉱業関連業ユニットの操業免許の発行	21
4-6	ハイライト	21
4-6-1	国への手数料	21
4-6-2	入札	22
	探鉱許可証の発行プロセス	24
	鉱山操業許可証の発行プロセス	26
	設立・操業免許の発行プロセス図	27

1- はじめに

イランは南西アジア（中東）諸国の1つであり、東にアフガニスタンとパキスタン、北東にトルクメニスタン、北西にアゼルバイジャンとアルメニア、西にトルコとイラクと国境を接する。国土面積は1,648,195 km²超、7,500万人以上の人口を擁する。

イランでは、その地質学的特性と鉱床生成に適した環境から、これまでに68の鉱種と600億トン近い確定鉱量および推定鉱量の賦存が確認されてきた。こうした環境に加え、その土地面積と、相対的に豊富なエネルギー資源、そして戦略的位置関係は、この部門で活動する投資家にとって優位性の基盤となってきた。

イランの戦略的位置関係と、中東、アジア、中央アジア、ヨーロッパ、アフリカをつなぐライフライン上に位置するという立地に加え、外国投資家がイラン市場および近隣15か国（総人口5億人以上）の市場に迅速にアクセスできるという利点は、イランへの投資拡大の土台となっている。

とはいえ、現在に至るまでの探鉱活動による採掘量は、イランの鉱物賦存量に比べれば微々たるものに留まっている。これまでの探鉱活動は、主に地表資源に焦点を当てたものだった。しかし、鉱業関連の地球科学を活用し、地中および地表の鉱床発見に向けて開発・実施を進めた結果、現在では豊かな鉱物資源を特定、発見および採鉱することが可能となっている。

その地質学的特性により、イランの銅、鉛、亜鉛、鉄、金、レアアース、バライトなどの工業用鉱物、非金属物質、装飾用石材、およびファサード石材の生産量は大幅に増大する可能性を秘めている。こうした生産増は、鉱床開発投資にとって極めて有望な材料と言えよう。

本ハンドブック「鉱業活動投資ガイド」では、投資家に向けて鉱業および鉱山関連業の所轄機関・部署を紹介するとともに、イラン国内で探鉱・採鉱を行う際に必要となる各種免許の発行手続きについても説明する。これらの手続きには、探鉱、鉱山操業、鉱山関連業の設立などが含まれる。

本ハンドブックは常時改訂し、国内外の投資家向けにペルシア語以外の言語でも出版を予定している。そのため、ご意見・提案などがあればぜひお寄せいただき、本書の品質と有効性の向上にご助力いただければ幸いである。

E-Mail : int@imidro.gov.ir / info@imidro.gov.ir

2- 所轄行政機関について

2-1- 産業鉱山貿易省

イランにおけるすべての鉱業活動および鉱山業は、産業鉱山貿易省が管轄している。同省は、鉱山および鉱山関連業部門に関する政策、計画および技術・行政基準の策定を担う官庁である（URL: www.mimt.gov.ir）。

同省には、鉱業活動および産業に関連・関与する下記の所轄部署が設けられている。

A) Department of Mines and Mining Industries

イランにおける鉱業部門の主要機関である。その任務と権限には、下記のものが含まれる：

- イランにおける鉱山・鉱山関連業に関する政策策定および計画立案
- 鉱業活動に関する規制、戦略、規格等の策定
- 鉱業および鉱山業ユニットの生産増と生産性向上のための優先権提供
- 探鉱免許、発見証明書、操業免許、選鉱・処理ユニット開設のための設立免許等を含めた各種鉱業免許の発行
- 鉱業活動関連投資家へのインセンティブ拡大に必要な各種措置の提供についての調査検討
- 鉱山業ユニットの開発・操業に必要な各種産業設備の提供を監督
- 鉱業ユニットと鉱山業における技術・財務支援および金融サービスの統合プロセスの指導と監視
- 大規模鉱山投資に対するフィージビリティ・スタディ（採算性調査）の実施、および該当する操業免許の譲渡・発行

(URL: www.mimt.gov.ir)

B) 計画局

計画局内に設けられた投資事務所では、投資優先権の設定、および鉱業計画への投資に対する支援を行っている。さらに、同局には情報の生成・発信と投資プロセスの促進を目的としたベヒンヤブ (Behinyab) ウェブサイト (www.behinyab.ir) および Center for Research, Development and New Industries も設置されている。

(URL: www.mimt.gov.ir)

C) 産業経済局

産業経済局の主な任務のひとつは、産業および鉱業ユニットに適切な財務・与信ソリューションを提供することである。

(URL: www.mimt.gov.ir)

2-1-1- Provisional Industries Mine and Trade Organizations

産業鉱山貿易省の傘下にある Industries Mine and Trade Organizations は、同省の発行する各種規則、規制、指令の実施を担当し、地方における産業および鉱業活動の監視と、これらの活動の指導／支援を行っている。

鉱業・鉱山関連業分野で何らかの活動に参加するため許可を申請する場合は、まず当該地方の Industries Mine and Trade Organizations に申請を行うことが必要となる。

(URL: www.mimt.gov.ir/organization-province)

2-1-2- イラン地質調査所

イランの地質に関する基本情報を作成し、これを投資家に提供することを任務とする。Earth sciences databases および Institute of Earth Sciences がこれを補助している。

(URL: www.ngdir.ir、www.ries.ac.ir、<http://www.gsi.ir>)

2-1-3- イラン鉱山鉱業開発機構 (IMIDRO)

IMIDRO は大規模鉱山の活動を管轄するとともに、鉱山および鉱業関連業の開発も所掌する。開発については、民間セクターが必要とするインフラの整備、融資への参加および移転、必要な機械設備の供給に向けた投資、あるいは投資対象として適した研究プロジェクトの支援などを通じて促進を進めている。

(URL: <http://www.imidro.gov.ir>)

2-1-4- Mining Activities Investments Insurance Fund

IMIDRO の監督下で運営される基金であり、探鉱、採掘、選鉱、処理段階において鉱業活動に生じた意図せぬ損害の一部またはすべてを保険対象として補償する。また、信用保険の発行により、鉱業部門の投資家が受け取る貸付金のすべてまたは一部の支払いを保証する。これにより、この部門におけるリスクと損失をカバーし、投資リスクを低減している。この基金の査察と評価は、イラン鉱業協会の構成員が行う。

(URL: www.iranmico.com)

2-1-5- イラン産業開発革新公社 (IDRO)

IDROの任務と責任はIMIDROと似通っているが、IDROは主に産業分野を管轄している。鉱業部門に関連する一部の産業の開発と拡大も、IDROの所轄業務のひとつである。

(URL: www.idro.ir)

2-1-6 イラン貿易振興庁

イラン貿易振興庁は、イラン・イスラム共和国の外国貿易発展を担う機関である。主要な国家計画に基づいて商業関係者と建設的な相互協力を行い、輸出の戦略的管理、インフラ強化、および外国貿易の発展促進のための能力創生に向けた環境整備に常時取り組んでいる。さらに、この目的のため、計画立案、支援、監督も行っている。

(URL: www.tpo.ir)

2-2- イラン鉱業協会

イラン鉱業協会は、鉱業部門の組織、機関、企業／技術／専門職協会、自然人および法人、ならびに規則、規制、規格などを集約する機関である。

イラン鉱業協会は、職業実務に関する規制策定プロセスへの技術者の関与を高め、鉱業および鉱業関連業の生産性向上を図ることを目的に設立された。専門職の技能資格要件を決定するとともに、適正な技術サービスが提供されているかを監督する。さらに、自然人および法人の関与を高め、鉱業活動への投資を促す役割も担っている。その包括的構造ゆえに、イラン全土の各州に出張所を設置している。

(URL: www.ime.org.ir)

2-3- 経済財務省

経済財務省の最も重要な任務としては、国の経済・財務政策の規制、税政策の実施、外国による経済提携および共同出資プロジェクトの規制／実施、イランの外国投資（および外国からのイランへの投資）および外国への経済・技術支援に関する業務の推奨／受け入れ／検査／実施、などが挙げられる。

(URL: www.mefa.ir)

2-3-1- イラン投資・経済・技術援助機構

イラン投資・経済・技術援助機構は、イランへの外国投資を支援奨励することを目的とする唯一の公的機関である。外国投資奨励保護法に規定されるインセンティブと便宜の提供を

行うことが所掌業務であり、経済財務省の監督下で運営される。同機構は以下を含む法令および関連規則・規制に従って、その業務遂行にあたる：外国投資保護法、イラン外国投資法、**Foreign Financing Regulation**（他国に認められる貸付および与信に関する規制、国外からの借入に関する規制を含む）、世界の他の国や地域および国際金融機関との関係構築、協調、および関係拡大に関する規則および規制。

(URL: www.investiniran.ir)

2-3-2- イラン外国投資サービス・センター

外国投資に対するインセンティブ／支援という法的義務遂行を促進加速するため、イラン投資・経済・技術援助機構の傘下に設置されたのが、イラン外国投資サービス・センターである。このセンターには、関連諸機関の担当者も駐在している。外国投資に関する関連機関への申請はすべて同センターに一本化されており、すべての州の地方行政組織内に有効な出張所が設置されている。イラン外国投資サービス・センターでは、外国投資奨励保護法に規定された利益と便宜や、外国投資に必要となる許可の取得手続きについて外国投資家に理解を深めてもらうため、専門家による意見提供を行っている。

(URL: www.oietai.ir)

2-4- イラン国家開発基金

イラン国家開発基金は、**Fifth Plan Act** 第(84)条に基づき、石油、ガス、コンデンセート、石油製品の販売から得られる歳入の一部を富の持続・創生と経済資本の創生に転換すること、および将来世代に残すべき石油・ガス資源と石油製品を保護することを目的に設立された。同基金の規定第「x」項には、基金の用途として、民間セクター、協同組合、非政府営利企業（技術的、経済的に説明可能な生産および投資を行う場合）に対する融資提供、外国での競売で落札者となったイラン企業に対する技術・工学サービスの輸出に対する融資提供、および外国投資家への融資提供などが規定されている。

(URL: www.ndf.ir)

2-5- イラン税関（IRICA）

イラン税関は経済財務省の下部機関である。イランの経済の番人として、この国の輸出入において中軸的・調整的役割を担っている。イラン税関の所轄業務は、関税法およびその他の輸出入・物品通過に関する諸規則・規制に基づいた政府規制の実施、立入権の受け入れ書、関税および関連諸税の受領、技術要件関連、ビジネス促進のために必要な措置の実施、輸出支援および物品通過の拡大である。

(URL: irica.gov.ir)

2-6- イラン・イスラム共和国中央銀行

イラン・イスラム共和国中央銀行は、Monetary and Banking Law of Iranに基づき、イランの金融システム当局としての機能を担っている。適切な金融政策を実施してイランの経済成長基盤を整備するとともに、経済安定・発展プログラムを含む多様な計画やプログラムの実施において政府を支援する。イラン中央銀行の任務には、為替と通貨の輸出入の監視、支払協定の締結、イランと他国間の通貨、事業、トランジット契約の実施などが含まれる。

(URL: www.cbi.ir)

2-7 イスラム開発銀行 (IDB)

イスラム開発銀行は、イスラム協力機構の加盟諸国をメンバーとする最大の通貨金融機関である。生産、建設、鉱業およびインフラ整備プロジェクトに融資を行い、為替ニーズに対応する。現在、アジア、アフリカ、ヨーロッパおよび南米の 56 か国が同銀行の加盟国となっている。イランで承認されたプロジェクトについては、イラン投資・経済・技術援助機構がその実施監視を代行する。したがって、IDB からの融資を希望する貿易業者、商取引業者および企業は、同機構に申し出ることが義務づけられている。

IDB の傘下には、次の団体・機関が含まれる：国際イスラム貿易金融公社 (ITFC)、イスラム投資・輸出信用保険公社 (ICIEC)、イスラム民間セクター開発公社 (ICD)、イスラム研究教育機関 (IRTI)。

(URL: www.isdb.org)

2-8- イラン商工鉱業農業会議所

イラン商工鉱業農業会議所は、国の持続的発展を目指す民間団体である。イラン経済システムの発展と民間セクターの地位向上への貢献、イランで経済活動を行う者の指導／組織化、国内外の投資奨励、経済活動への公共の参与促進を担っている。同会議所は国内外の投資家に充実したサービスを提供するため、イラン国内の各州および国外にわたる包括的な組織を構築している。すべての貿易業者が物品の輸出入を許可されているわけではなく、輸出入業務に従事するには、ビジネスカードを取得しなければならない。このカードは、登録を行った貿易業者または商業登記を有する事業者に対して、同会議所が発行するものである。

(URL: www.iccima.ir)

2-9- 協同組合・労働・社会福祉省

経済活動に関わる従業員雇用を監督し、労働者の権利を守り、その健康と安全を確保することを任務とする。人員の雇用と勧誘にあたり、雇用主は労働関連法令を遵守することが義務づけられる。同省の傘下には、社会保障機構、技術職業訓練庁 (ITVTO)、公務員年金基金

(CSPF) などがある。保護および安全規制（鉱山関連）の策定、およびこれらの規制の実施監視も、同省の所轄業務のひとつである。

(URL: www.mcls.gov.ir)

2-10- イラン・イスラム共和国外務省

イラン・イスラム共和国の外交政策の実施を担う省である。イラン・イスラム共和国のすべての団体および機関は、外国政府との関係規制および関係構築、契約の締結、外国および国際機関との技術／経済／文化／科学／軍事協力の構築のため、同省と必要な政治的調整を行うことが義務づけられている。また、入国、出国、および外国居住についても、同省が管理を行う。

(URL: www.mfa.gov.ir)

2-11- 森林牧草地流域管理機構

イラン農業ジハード省の傘下で運営されており、鉱業活動が森林、牧草地、砂漠および流域の保存、支援、保護および制御運用に与える影響を監視するとともに、持続可能な発展の原則を順守しているかを監視する。

(www.frw.org.ir)

2-12- イラン環境庁

環境庁はイラン大統領府の直属機関である。環境の破壊と汚染を防止し、天然資源の運用を常時監督することを任務とする。イランにおける鉱業許可は、環境庁とその下部機関の承認がなければ発行されない。

(URL: www.doe.ir)

2-13- イラン文化遺産・伝統工芸・観光庁 鉱物資源の探査と採鉱がイランの歴史的背景および遺跡等を損傷することがあってはならない。そのため、イランの遺産および自然・歴史・文化資産を保護する目的から、鉱業活動には同庁の承認が必須となる。

(URL: www.ichto.ir)

2-14- イラン輸出保証基金

イラン輸出保証基金は、イランの輸出を後援し非石油分野の輸出を効果的に発展させることを目的に、**Ministry of Industries and Businesses** の下部機関として設立された独立の金融法人である。輸出における政治的・商業的リスクに対処し、政府の補助金により必要な保険を提供する。これにより、輸出のための財務要件を満たすさまざまな保証を提供している。

(URL: www.egfi.org)

2-15- イラン原子力庁

原子力庁は、放射性鉱物に関する取り扱い業務を所轄する。

(URL: www.aeoi.org.ir)

2-16- 鉱業活動および鉱業関連業への投資に関する特に重要な諸規則

2-16-1- 参考経済諸規則

イランにおいて特に重要な参考経済諸規則としては、下記のものが挙げられる。

- Monetary and Banking Law of Iran
- 第 5 次開発計画法（国家開発計画は 5 年ごとに策定され、法律として承認される）
- Trade Law
- 憲法第 44 条の Law of Enactment of General Policies
- 銀行融資の提供促進、事業費の削減、生産計画の加速、銀行の金融資産および生産性の向上のための法律
- Interest-Free Banking Law
- 2014 年国家予算法
- 経済部門の利益率に照らした銀行融資の利率合理化に関する法律
- 1960 年 Monetary and Banking Law の銀行債務者の出国禁止の法案
- すべてのイラン国民への国民番号および郵便番号割り当てに関する法律
- 非貨幣市場規制法
- マネー・ロンダリング防止法
- Interest-Free Banking Law Amendment に注記 2 点を付記する法律

(これらの法令の内容は次から閲覧できる：www.cbi.ir/simplelist/1531.aspx)

2-16-2- 鉱業法および関連細則

あらゆる鉱業活動（探鉱段階から選鉱・処理段階まで）は、その実施にあたり、鉱業法および関連細則の規定、見解、指示に従う必要がある。

(URL: www.ime.org.ir)

2-16-3- 鉱業協会法および関連細則

技術職業訓練庁の規制および鉱業活動に関する基準に従うための方法について定められている。

(URL: www.ime.org.ir)

2-16-4- 鉱山における保護および安全に関する規制

Labor Safeguarding High Council により承認された「Regulations on Protection and Safety in Mines」に基づき、安全規則および規制を順守する必要がある。

(URL: www.ime.org.ir)

2-16-5- 外国投資奨励保護法および関連施行法

同法は外国投資の導入に関する規則と規制のみならず、投資家に対する適切な保護についても定めている。

(URL: www.investiniran.ir)

2-16-6- 労働法

すべての雇用者、労働者、作業場、および生産／工業／サービス／農業機関は、その経済活動に必要な人員の雇用にあたり、この法を順守することが義務づけられている。

(URL: www.mcls.gov.ir)

3- イランへの外国投資

今日、多くの国が外国投資の誘致に高い関心を寄せている。イランへの投資はその大部分が政府ベースの建設予算によるものであるが、近年、民間セクターの経済関与強化の取り組みが進められるなか、民間セクター投資と外国投資の誘致はより重要性を増しつつある。

3-1- 「外国投資奨励保護法（FIPPA）」により提供される支援：

イラン・イスラム共和国外国投資奨励保護法およびその関連施行法は、イランへの外国投資輸入に関する規則と規制を定めるのみならず、必要な保護支援を提供するものでもある。外国投資奨励保護法およびその関連施行法の全文はイラン外国投資・経済・技術援助機構（www.investiran.ir）で確認できる。本法（2002年）により提供される支援は、下記のとおりである：

- 主要インフラを含めた、外国投資家の参入可能分野の拡大
- 「外国直接投資（FDI）」をはじめ、「公共共同事業」、「バイバック契約」、「求償貿易」などのさまざまなプロジェクト資金調達方法、および多様な「BOT（Build-Operate-Transfer）方式」などを含めた、外国投資家の定義拡大
- 投資許可証の申請・承認プロセスの合理化、迅速化
- ワンストップの窓口として、イラン投資・経済・技術援助機構（OIETAI）内に「外国投資サービス・センター」を創設し、イランにおける外国投資事業を集中的かつ効率的に支援
- 政府と投資家の関係を管理する新たな法的オプションの導入
- 外国投資家による資本移送目的での外国為替アクセスに関する、柔軟性向上と規制実施促進

3-2- 外国資本の保証と移送、および外国資本の承認、輸入、本国送還に関する外国投資奨励保護法（FIPPA）の条項：

第8条

本法（FIPPA）のもと、外国投資は国内投資と同等なすべての権利、保護、便宜を享受するものとする。

第9条

外国投資は、公益上の理由のない限り、接収、国有化されることはない。その場合であっても、法的な手続きにより、公平な方法で、接収直前の実際の投資価値に基づき適切な弁済額を支払う。

第14条

外国投資により生じた利益は、税、諸手数料および法律に規定されている費用を差し引き後、外国投資委員会および経済財務大臣の承認をもって国外へ移送することが可能である。

第15条

外国投資家による融資の元本割賦償還およびその関連費用、特許、技術ノウハウ、技術・工学支援、商標使用料、管理、その他関連する外国投資の枠内における同様の契約に対して支払われた費用は、外国投資委員会および経済財務大臣の承認をもって国外へ移送することが可能である。

第17条 - 注記2

第3条(b)¹に述べられた投資に関して、法令または政令の制定により FIPPA の枠内で承認された金融契約が禁止または妨害された場合、その結果生じた損失は、満期割賦を上限として、政府が提供し支払うものとする。本法の枠内で受諾される義務範囲は、閣僚会議で承認される。

第18条

投資許可証の枠内でイランに輸入され、その後未使用のまま残された外国資本の一部国外送金は、あらゆる外国為替および輸出入関連の法規制の適用を受けない。

3-3- 「外国投資奨励保護法施行法」の特性と条項：

a. 共通の特徴と利点：

1. 外国投資家は、国内投資家と同等の扱いを受ける。

¹ 第3条(b)：「公共共同事業」、「バイバック契約」、「BOT (Build-Operate-Transfer) 方式」の枠組による、あらゆる部門への外国投資であって、見越し資本利益および収益が投資したプロジェクトのみから得られ、上記資本利益および収益が政府、政府企業および／または銀行による保証に依存していないもの。

2. 外国投資の輸入は、現金、非現金（現物）を問わず、投資許可証にのみ従い、その他いかなる許可証も必要としない。
3. 個々のケースにおける外国投資の量は、いかなる制限の対象にもならない。
4. 外国資本は、国有化と接収に対して保護・保障される。またそのような場合には、外国投資家は補償を受ける権利がある。
5. 資本元本、資本運用による利益、資産売却益の移送は、外貨の形で行われる。あるいは、場合によっては、投資許可証に記されているように、物品の形で行われる。
6. 被投資会社により生産される物品の輸出の自由は保障され、万一輸出禁止の場合には、生産された物品は国内市場で販売され、その収益は、外貨の形で国家公式金融網を通じて外国へ移送することが可能である。

b. 具体的な特徴と利点：

1 外国直接投資（FDI）：

- 1.1 民間セクター活動が認可されているすべての領域において投資が可能である。
- 1.2 外国株式保有の割合には制限がない。

2 契約約定の枠内での投資：

- 2.1 法令、および／または政令の制定により、金融契約の履行が禁止、および／または妨害されたことで生じた外国投資における損害の賠償は、割賦満期を最大限とし、政府により保証される。

2.2. 「BOT」および「公共共同事業」方式において、政府機関が物品・サービスの助成価格による唯一の購入者、および／または供給者である場合、該当する規制に従い、投資プロジェクトにより生産された物品・サービスは政府機関が契約当事者として購入することが保証される。

第6条

FIPPA 適用の恩恵を受けることなく、すでにイラン国内において投資活動を行っている外国投資家は、承認手続きが完成し次第、すでになされた主要な投資につき、FIPPA の対象となる。投資家は、投資許可証の発行に続いて、特に利潤を移送する権利を含むすべての FIPPA の特権を享受することになる。この種の投資は一般に、外国資本承認のための一般基準が適用可能な既存投資とみなされる。

特筆すべきは、FIPPA が、イランの全般的マクロ経済の枠組みおよび構造的メカニズム内

で生じるあらゆる改革の主導を補完する重要な役割を担っている点である。経済全体にわたるこれらの改革は、外国および国内の投資を奨励し恩恵を与えることを目的としている。

経済改革の主要な要素としては、下記のもの挙げられる：

- 新たな所得税制度（25%という有利な均一税率）の導入、製造企業に対する幅広い免税、輸出による収益の完全免税
- 幅広い非関税障壁の撤廃と、外国貿易制度のさらなる自由化
- 複数の民間銀行および民間の非銀行系金融機関の創立
- 外国為替相場の統一と、外国為替制度の大幅な自由化
- 民間保険会社設立のための法改正
- 政府系銀行を含めた国有企業の民営化を引き続き重視、促進

新たな投資法の可決は、経済改革および投資家（国内外を問わず）の権利と利益の支援に向けた進歩と計画のごく一部にすぎない。こうした進歩および矯正プログラムには、下記のもの含まれる：

- 税率と免税を考慮した多様な優遇措置を盛り込んだ新たな税法を可決し、国内投資および生産の増加を図る
- 非関税手続きを関税システムに置き換え
- 非政府系銀行および金融機関の設立
- 単一為替レートを導入し、すべての経済活動に同一の為替相場を適用、複数為替相場制を撤廃
- 民間保険会社設立のための準備
- 民営化計画（政府系銀行の民営化を含む）の包括的实施を継続的に重視

表 (3-1) : 外国投資の方法、特徴、および外国投資奨励保護法の枠内で付与される利用可能な便宜

投資方法	投資分野	投資輸入の種類と方法 (現金/非現金)	関与レベル	資本保護/保証	外国への送金	
					資本金/積立金	技術およびサービス契約
外国直接投資 (FDI) :	民間セクターが活動可能なすべての分野	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資委員会の承認のもと投資許可証に記載 その他の許可証は不要 	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> 接収および国有化の場合は補償金を保証 輸出禁止の場合は外貨交換・輸出を保証 国内投資家と同等の扱いを受ける恩恵 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨の形で、制限なし 物品の形で輸出計画で、制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨の形で、制限なし 物品の形で輸出計画で、制限なし
契約約定 : BOT (Building, operation and transfer) 方式	民間および公的セクターが活動可能なすべての分野	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資委員会の承認のもと投資許可証に記載 その他の許可証は不要 	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> 接収および国有化の場合は補償金を保証 輸出禁止の場合は外貨交換・輸出を保証 国内投資家と同等の扱いを受ける恩恵 新たな法令や政令により金融契約履行が禁止/妨害されたことで生じた損害の賠償を保証 契約を交わした政府機関が物品・サービスの唯一の購入者を保証 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨の形で、制限なし 物品の形で輸出計画 	
バック契約	民間セクターが活動可能なすべての分野	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資委員会の承認のもと投資許可証に記載 その他の許可証は不要 	<ul style="list-style-type: none"> 投資制限なし 関与は考慮されない 	<ul style="list-style-type: none"> 接収および国有化の場合は補償金を保証 輸出禁止の場合は外貨交換・輸出を保証 国内投資家と同等の扱いを受ける恩恵 新たな法令や政令により金融契約履行が禁止/妨害されたことで生じた損害の賠償を保証 契約を交わした政府機関が物品・サービスの唯一の購入者を保証 	<ul style="list-style-type: none"> 物品の形で、制限なし 	
公共共同事業	民間および公的セクターが活動可能なすべての分野	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資委員会の承認のもと投資許可証に記載 その他の許可証は不要 	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> 接収および国有化の場合は補償金を保証 輸出禁止の場合は外貨交換・輸出を保証 国内投資家と同等の扱いを受ける恩恵 新たな法令や政令により金融契約履行が禁止/妨害されたことで生じた損害の賠償を保証 契約を交わした政府機関が物品・サービスの唯一の購入者を保証 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨の形で、制限なし 物品の形で輸出計画で、制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨の形で、制限なし 物品の形で輸出計画で、制限なし

4- (イランおよび外国の) 自然人および法人による鉱業活動投資

はじめに

すべての鉱業活動は、1998年制定の鉱業法および以降の修正条項に従って実施される。同法では、鉱物は4つの分類に分けられる。第1および第2分類については、産業鉱山貿易省が政策策定と行政計画を担当する。さらに、第3分類(炭化水素物質)および第4分類(放射性物質)については、イラン石油省および原子力庁による管轄も受ける。第1分類および第2分類の鉱物は、同法にともなう細則に基づき、以下の6つの下位グループに分けられる:

第1グループ: 砂、砂利、粘土

第2グループ: 鉱業法第(1)条第(x)項に適合する建設用石材

第3グループ: 第1および第2グループを除く、第1分類の鉱物

第4グループ: 装飾・ファサード石材

第5グループ: 石炭および第4グループの鉱物を除く、第2分類の非金属鉱物

第6グループ: 第2分類の金属鉱物および石炭鉱物

鉱業操業プロセスには、探鉱区画の登録、および探鉱免許、発見証明書、鉱山操業免許、鉱業関連操業免許の取得などが含まれる。これらの手続きは、鉱区の登録や免許の申請により直接実行することができる。あるいは、入札への参加、または免許や免許の譲渡を通じても実行可能である。

外国の自然人および法人も、関連規則や規制および外国投資奨励保護法(FIPPA)を順守することで、イラン国内で鉱業活動に従事することができる。

探鉱

探鉱手続きには、特定、追跡、概査、および精査の各フェーズが含まれる。

4-1- 探鉱区画の登録

下記の基準を満たす自然人または法人は、探鉱区画の登録と探鉱免許の取得を申請することができる。

A) 自然人

- 年齢 18 歳以上
- 大臣、議員、政府関係者による政府系および公的取引への介入を禁止する法令の対象と
ならないこと
- 鉱業法第(33)条の対象とならないこと
- 必要最低限の技術・財務能力を有していること（関連細則および地方産業鉱山貿易機構
の判断に照らして）
- 探鉱免許の発行時点で、鉱業活動に従事する権利を有していること

B) 法人

- 当該定款に鉱業活動に関する記述があること
- 必要最低限の技術・財務能力を有していること（関連細則および地方の鉱業協会の認証
取得を基準に）
- 探鉱免許の発行時点で、鉱業活動に従事する権利を有していること
- 大臣、議員、政府関係者による政府系および公的取引への介入を禁止する法令の対象と
ならないこと

4-2- 探鉱免許

自然人および法人が探鉱事業に参加するには、Ministry of Industries and Businesses から探鉱免許を取得する必要がある。

A) 探鉱免許の発行プロセス

- 申請者は、地方産業鉱山貿易機構の管理部から提供された関連フォームに従って申請
を行う
- 地方産業鉱山貿易機構は、申請を受理のうえ受領日時を記録して登録し、その写しを受
領書として申請者に手交する
- 地方産業鉱山貿易機構は、7 営業日以内に当該鉱区の地理座標に照らして申請を処理し、
当該鉱区が利用可能（所有者なし）であった場合は、申請者の名前で登録を行う。また、
機構は申請者に対し、指定する鉱区の地理座標情報を提供する
- 申請者は、鉱区が利用可能である旨の告知を受けてから 10 日以内に、該当するフォー
ムに従ってプロセス再開の申請を行う
- 地方産業鉱山貿易機構は、Natural Resources Organization などの関連機関に照会の

のち、これまで所有者のいなかった鉱区の地理座標を告知する

- 申請者は、鉱区が利用可能である旨の告知を受けてから 1 か月以内に、探鉱計画を提出する

B) 合法的な自然人および法人に対する探鉱免許発行の諸条件

- 当該鉱区のすべてまたは一部が、未所有の状態であること
- 必要最低限の技術・財務能力を有していること
- 探鉱免許の発行時点で、鉱業活動に従事する権利を有していること
- イラン鉱業協会の正式な加入者による探鉱計画を用意すること
- 申請者の提示した探鉱計画が地方産業鉱山貿易機構により承認されること
- 鉱業法第(6)条注記(2)に記載された代金の支払い書類を提出すること
- 鉱業法第(6)条注記(3)に記載された代金について、探鉱免許の発行時点での鉱物分類に応じて、6 か月から 1 年の保証または現金支払い領収書を提出すること

第 1 および第 2 分類鉱物の探鉱免許の有効期間は 6 か月であり、第 3、第 4 および第 5 分類については 1 年である。第 6 分類鉱物の探鉱免許の有効期間は、申請者により提示され地方産業鉱山貿易機構により承認された探鉱計画に基づいて決定される。第 1 および第 2 フェーズについては 6 か月、第 3 および第 4 フェーズについては 1 年とする。

探鉱が許可される区画の最大範囲は、6 グループについて下記のように定められている：

第 1 グループ：0.5 km²

第 2 グループ：1 km²

第 3 グループ：4 km²

第 4 グループ：3 km²

第 5 グループ：20 km²

第 6 グループ：250 km²

探鉱免許は、有効期間中に 1 度に限り譲渡することができる。譲受人は、同人に対して定められた責任の遂行を義務づけられる。

4-3- 発見証明書の発行

探鉱免許の所有者は、事業最終総合報告書において以下の情報を提示するものとする：個々の鉱物（一次鉱物および二次鉱物を含む）の種別、量、品質、カラットに関する情報。これらの情報は発見証明書に記載される。上記報告書は、イラン鉱業協会に公認された人物が作成のうえ、地方産業鉱山貿易機構に提出するものとする。地方産業鉱山貿易機構は、事業最終総合報告書をしかるべき時期に受領し、報告内容と事業との整合性を確認ののち、要請された発見証明書を発行する。

発見証明書の所有者が証明書を他者に譲渡したい場合は、両当事者間で結ばれた合意と、適格な譲受人に関する全情報を添えて、地方産業鉱山貿易機構に申請を行う。譲渡は、証明書の発行から1年以内に行うものとする。

鉱山操業

4-4- 操業免許の発行

鉱床に埋蔵された鉱物を採掘するには、地方産業鉱山貿易機構から操業免許を取得しなければならない。発見証明書の所有者が操業免許を取得するには、該当するフォームに従って作成した操業計画を添えて、地方産業鉱山貿易機構に申請を行う。さらに、操業に必要な諸計画についても、イラン鉱業協会に公認された人物が作成のうえ、地方産業鉱山貿易機構に提出する必要がある。地方産業鉱山貿易機構は提出書類と操業計画を審査ののち、不備等がなければ、発見証明書と承認された操業計画に基づいて、鉱山操業免許を発行する。

国への手数料は、操業免許に記載された鉱物の年間生産能力に応じて計算し受領される。

操業免許の取得にあたり、申請者は下記の措置を講じるものとする：

- 承認された操業計画の技術仕様により求められる責務を、産業鉱山貿易省の定める基準、評価尺度および指示に従い、イラン鉱業協会に公認された人物に委任するとともに、関連書類を提出
- 国への手数料の6か月分に相当する支払い保証を提出
- 鉱業法第9)条注記(2)（発見証明書の所有者に対する探鉱手数料の支払い）に関連して求められる責務を委任

鉱山操業の期間は、申請者の要請、鉱床の鉱物埋蔵量、および承認された操業計画に基づき、産業鉱山貿易省の承認のもと決定される。最短期間は投資資金回収期間の2倍、最大は25年である。25年を超えて操業される場合、残りの操業については、その意思があれば免許所有者が優先される。

鉱業法第(3)条に定められた採取許可を申請するには、該当するフォームに従って地方産業鉱山貿易機構に申請を行う。この申請には、鉱区の地理座標および採掘の量と期間に関する情報を記載する必要がある。

地方産業鉱山貿易機構は、関連細則に基づき、採掘免許を発行する。この免許は他者に譲渡することはできない。

免許所有者は操業手続きの完全な報告書を作成し、地方産業鉱山貿易機構に提出する必要がある。この報告書には、採掘量、原価、販売価格、統計情報および人事関連情報を記載する。操業免許に記載された年間採掘レベルは、免許の有効期間内であれば、所有者から修正計画を添えて申請を行なうことで、これに基づき増減が可能である。

4-5- 選鉱・処理・鉱業関連業ユニットの操業免許の発行

選鉱・処理・鉱業関連業ユニットの操業免許を申請し承認された鉱山所有者は、設立免許を必要とせず、免許を有する鉱区で当該のユニットを開設するための措置をとる権限を有する。所轄の行政諸機関は、これらの所有者を設立免許の所有者と同等に取り扱う義務を負う。また、これらの所有者は政府からのインセンティブや援助を受けることができる。

免許を有する鉱区外に独立した処理および鉱業関連業ユニットを開設する許可を得るには、技術・経済概況計画を提出し、設立免許を取得しなければならない。鉱業関連業ユニットの操業計画は、イラン鉱業協会の技術仕様に適合した人物が作成する必要がある。

設立免許の譲渡や延長、および事前計画の用地や有効期間その他の条件の変更も可能である。

設立免許の所有者はスケジュール計画と関連規制に基づき、所定の期間内に計画を実施し、操業免許を取得するものとする。

設立計画の所有者は試生産ののち、該当する報告書を添えて所轄機関に申請を行うことが義務づけられている。操業手続きは、承認された計画に基づき、イラン鉱業協会に公認された人物の監督のもと実施する必要がある。

4-6- ハイライト

以下に挙げる事項は鉱業投資において非常に重要であり、投資家はこれを考慮する必要がある。

4-6-1- 国への手数料

国への手数料は、物質単位または鉱物の粗鉱価格の 10%に対して、市場価格に基づいて定められる。

国への手数料の変動は、関連細則に基づき、地方産業鉱山貿易機構により告知される。変動に影響を与える要因としては、埋蔵レベル、採掘方法、鉱物のカラットと品質、優先配当、鉱山の位置（資源に乏しく低開発の地域に立地する一部鉱山など）、および産業回収率（鉱業規模および鉱物種別との関連で決定）が挙げられる。

変動にあたり、大規模鉱山の国への手数料は、変動率は他鉱山の基礎手数料の5%以内、増加率は3倍以内となるようにする。

鉱物または鉱山区域内で選鉱・処理プロセスを経た生産物の価格（国への手数料計算のベースとみなされる）は、平均販売価格と同等であり、産業鉱山貿易省の裁量により決定される。

同省は、3年ごとに国への手数料を見直すよう義務づけられている。状況の変化により国への手数料の改定が必要であると産業鉱山貿易省が判断した場合は、所有者により提出され同省が承認した計画に基づき、変更を決定する。

4-6-2 入札

探鉱および操業を実施する代理業者の選定は、公的入札を通じて行われる。さらに、入札者に対する二段階にわたる技術・財政能力評価も実施される。入札では推奨価格が告示される。

探鉱区画およびさまざまなベースの操業については、下記のとおり入札を行う：

A) 探鉱区画の入札

地方産業鉱山貿易機構が入札を実施して必要な代理業者を決定し、所有者のいない探鉱区画または探鉱事業が未完了の利用可能区画に対し、探鉱免許を発行する。

移譲、延長、鉱物品質の変化、鉱物種別の変化その他の項目に関する規制は、鉱業法およびその施行細則に基づき、入札により移譲された探鉱免許にも適用される。

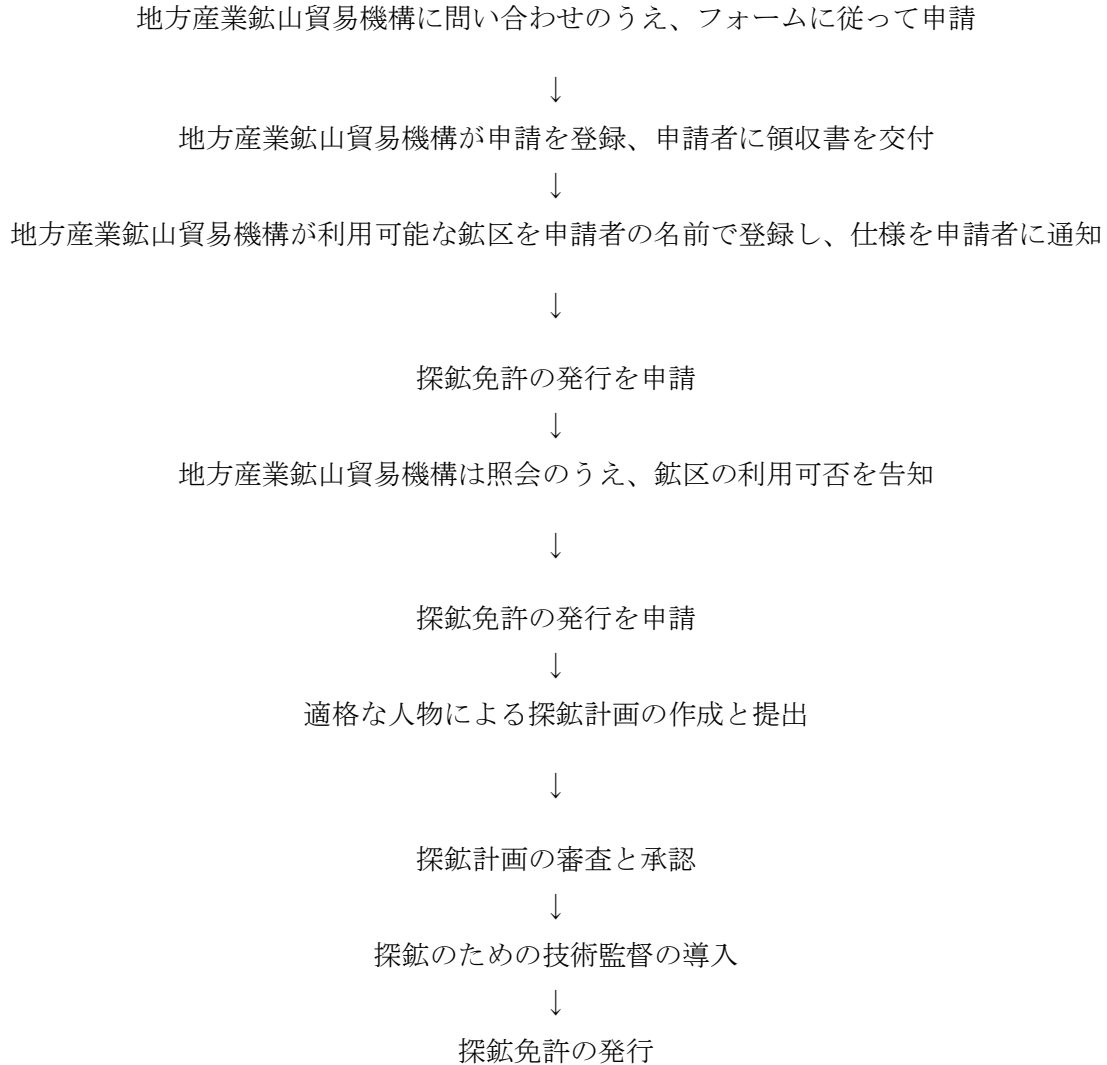
B) 操業入札

所有者のない鉱床の操業のための入札は、地方産業鉱山貿易機構により実施される。入札の対象となる所有者のいない鉱床には、下記のものが含まれる：

- 発見証明書の有効期間 1 年が過ぎた鉱区であって、証明書の所有者が鉱業事業の継続を望まない場合
- 所有者のいない鉱山
- 所有者のいない、発見済みの限定的な鉱床
- 所有者のいない鉱床

- 埋蔵鉱物を有するが放棄された鉱山
- その他、産業鉱山貿易省の裁量による事案

探鉱許可証の発行プロセス



探鉱免許の申請者は下記書類を提出：

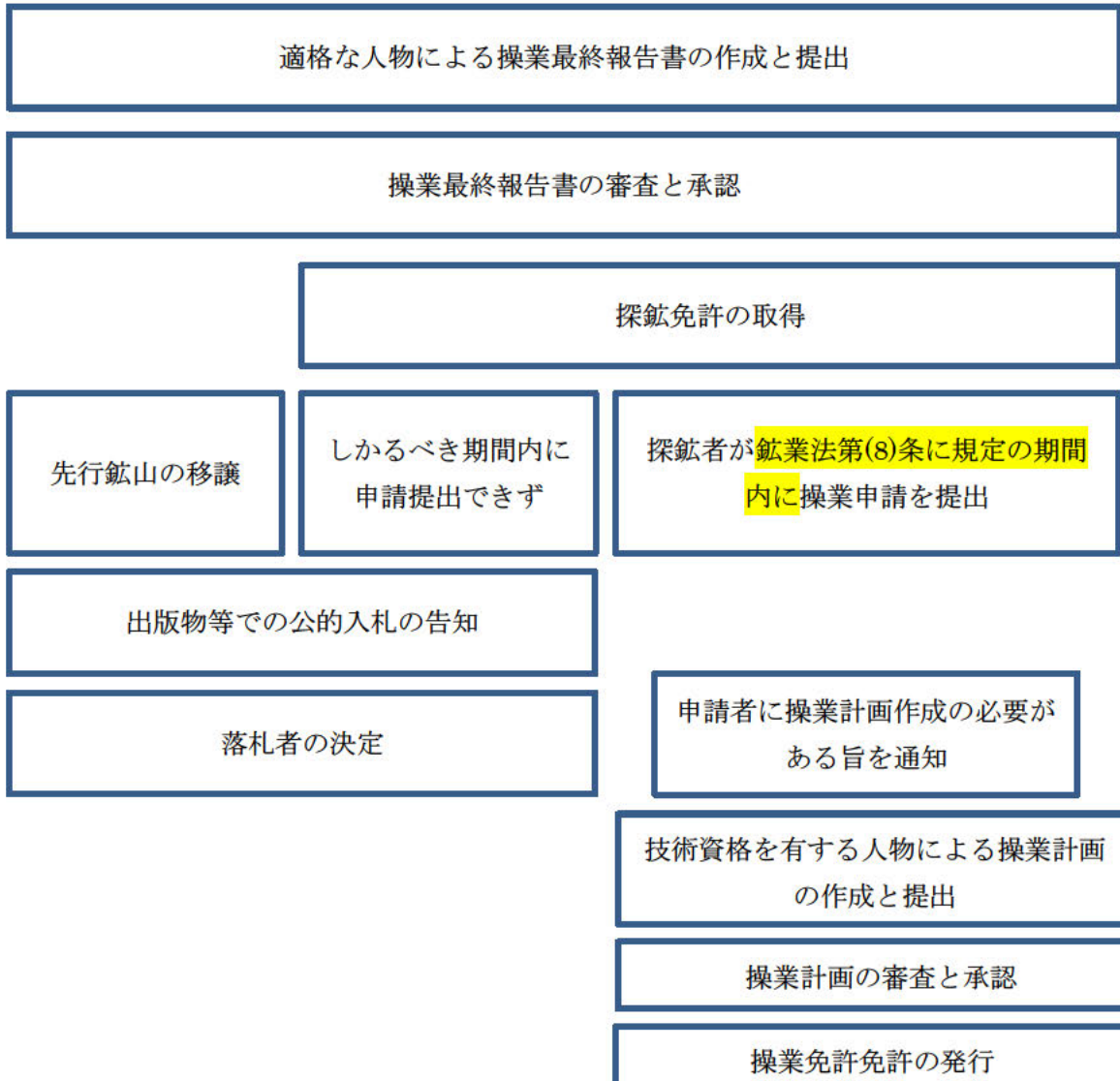
鉱業法第(6)条注記(2)に記載された代金の支払い領収書

鉱業法第(6)条注記(3)に記載された代金について、探鉱許可証の発行時点での鉱物分類に応じて、6 か月から 1 年の保証または現金支払い領収書

探鉱免許発行の諸条件：

- 申請鉱区のすべてまたは一部が、未所有の状態であること
- 必要最低限の技術・財務能力を有していること
- 探鉱免許の発行時点で、鉱業活動に従事する権利を有していること

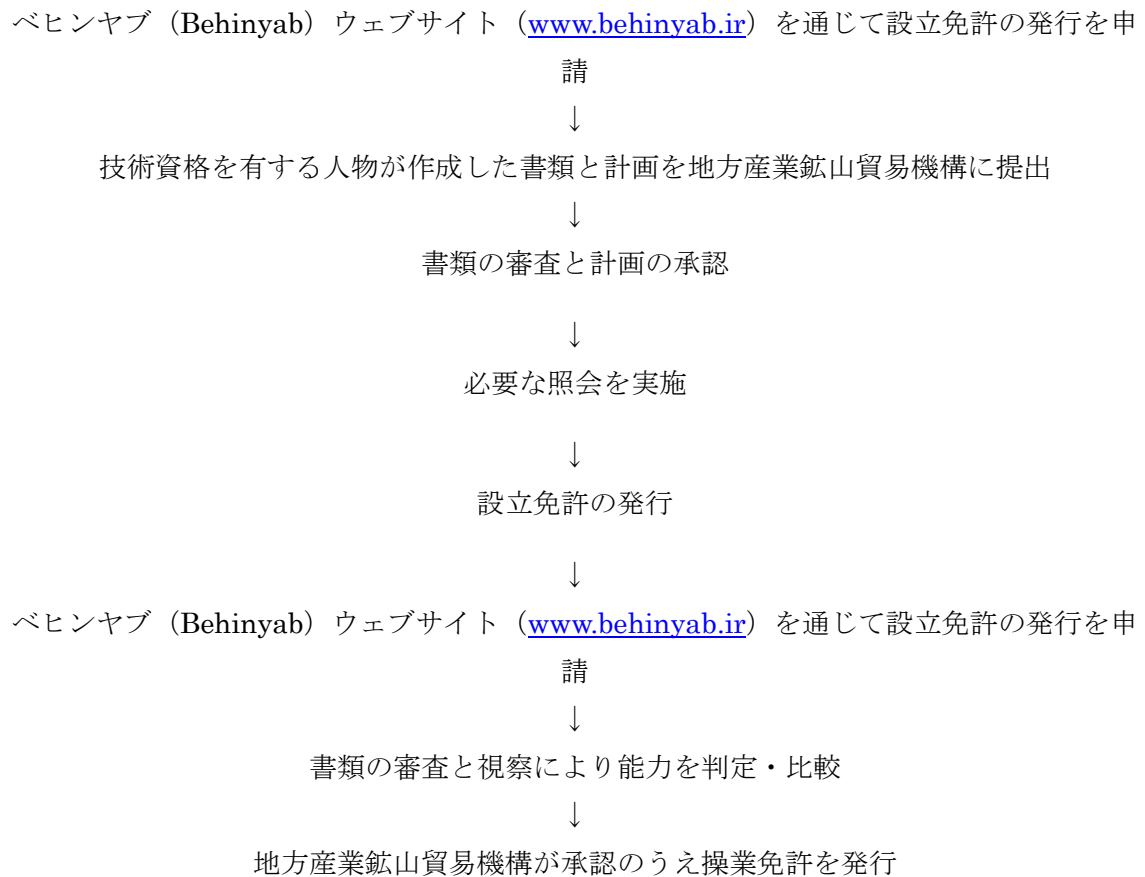
鉱山操業許可証の発行プロセス



操業代理人は下記書類を提出：

- 承認された操業計画の技術的内容を確実に実施する旨の確約書
- 国への手数料 6 か月分の支払い保証
- 鉱業法第(9)条注記(2)を確実に実施する旨の確約書

設立・操業免許の発行プロセス図



天然資源と人材は、いかなる国においても経済の発展と成長の礎である。